

通所介護サービス
予防給付型通所サービス

重要事項説明書
重要事項説明書

〈2026年6月1日 現在〉

御利用者様

1. 事業者の概要

名称・法人	社会福祉法人 いわき福祉会
代表者名	理事長 後藤 俊秀
所在地	北九州市戸畑区新川町3番33号 電話番号 093-883-3133 FAX 番号 093-883-1333

ご利用施設

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	やすらぎの郷牧山 デイサービスセンター
所在地	北九州市戸畑区新川町3番33号
電話番号	093-883-3122
F A X	093-883-1333
サービスを提供する地域	北九州市全域
サービス（介護保険指定番号）	通所介護（4070300167）
定 員	40名

(2) 事業所の職員体制

	配置基準	業務内容	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	計
管 理 者	1名	従業員の管理 業務管理		1			1
生活相談員	1名以上	新規、家族 利用者対応 送迎		4		1	5
看護職員	必要時間数	健康管理				6	6
介護職員等	15名以上3名 5名増すごと に1名	送迎 入浴介助 介護業務全般	1	3	1	2	6
機能訓練 指導員	時間帯を通 じて1名	リハビリ訓練	1			6	7

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯	サービス提供時間	
月～土曜日	8：30～17：00	9：10～16：30	
祝 日	8：30～17：00	9：10～16：30	
営業しない日	12月31日～1月3日		

2. サービスの内容

- ①生活指導 ②個別機能訓練 ③介護サービス ⑤送 迎 ⑥健康状態の確認
⑦入浴サービス ⑧排泄食事等の介護 ⑨介護方法の指導

3. 事業の目的と運営方針等

(1) 運営方針

この事業は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が当施設においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として個別介護サービス計画に基づき、通所介護サービス及び介護予防サービスを提供いたします。

(2) デイサービスセンターの目的

デイサービスセンターでは、在宅の要介護等の認定を受けた高齢者の方や障害者の方に対し通所により心身の健康維持・向上を目的に相互の交流を深め孤独感の解消を図ると共に、ご家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的としています。

(3) 利用にあたっての留意事項

送 迎	当施設ではお迎えに車両を行っておりますが、徒歩及び公共の交通機関をご利用になり個人で通所される場合は、施設到着後よりサービス提供開始とさせていただきます。なお、徒歩等による通所中の事故等に関しては責任を負いかねますのであらかじめご了承下さい。
外 出	基本的に施設からの外出はご遠慮いただいておりますが、やむを得ず外出される際は必ず職員にお申出下さい。
設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙 ・ 飲 酒	施設内での喫煙はお断りいたします。 また、サービス提供中の飲酒はご遠慮いただいております。 (施設行事でアルコールを提供する場合がございます)
迷 惑 行 為 等	・騒音等、他ご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに入居施設2階以上に立ち入らないようにしてください。 ・職員や他利用者へのハラスメント行為があった場合は、利用の中止をしていただくことがあります。 例) ①身体的暴言 ②精神的暴言 ③セクハラ ④その他
所持品の管理	所持品の管理は原則として利用者およびご家族にさせていただきます。衣類等には必ず名前のご記入を願います。現金・貴重品の管理におきましては事業所では責任を負いかねますので持ち込まないようにしてください。

【通所介護 基本単位】

令和8年6月

	3～4 時間	4～5 時間	5～6 時間	6～7 時間	7～8 時間
介護 1	370	388	570	584	658
介護 2	423	444	673	689	777
介護 3	479	502	777	796	900
介護 4	533	560	880	901	1, 023
介護 5	588	617	984	1, 008	1, 148

【 共通加算項目 】

科学的介護推進体制加算	40/月
サービス提供体制加算Ⅰ	22/日
介護処遇改善加算Ⅰ2	600～2000 程度

【 個別加算 】

個別機能訓練（Ⅰ）イ	56/日
（Ⅰ）ロ	76/日
生活機能向上連携加算Ⅱ2	100/月
入浴介助加算Ⅰ	40/日
生活機能連携加算Ⅱ	200/月
個別機能訓練加算Ⅱ	20/月

※個別機能訓練加算について体制によりⅠロを算定できない場合があります。

参考料金（加算内容や利用回数により前後いたします。）（単位：円）

1 割負担	3～4 時間	4～5 時間	5～6 時間	6～7 時間	7～8 時間
介護 1	680	698	879	893	967
介護 2	733	754	982	998	1, 084
介護 3	789	812	1, 085	1, 104	1, 208
介護 4	842	869	1, 188	1, 209	1, 330
介護 5	897	926	1, 291	1, 315	1, 454

※加算算定内容により「介護処遇改善加算Ⅰ2」の単位数が前後いたします。

昼食代	おやつ代	昼 食 おやつ代
525 円	105 円	630 円

参考金額＋食事代＝おおよその利用料になります。

合計金額は加算の内容より異なりますのであくまで参考金額です。

【 給付型通所サービス 】

令和 8 年 6 月

給付型通所サービス	支援 1	支援 2
基 本 単 価	1, 798	3, 621
加 算 項 目		
処遇改善加算 I	100～120	160～170
サービス提供体制加算 I 2	88	176
生活機能向上連携加算 II	200	200
科学的介護推進体制加算	40	40
合 計		

【加算内容】

◇ サービス提供体制強化加算（I）

通所 22 単位/日 支援 1 88 単位/月 支援 2 176 単位/月

介護職員に介護福祉士が 70%以上配置されている場合に加算されます。

◇ 個別機能訓練加算（I）□ 76 単位 /日

（II） 56 単位 /日

◇ 科学的介護推進体制加算 40 単位 /月

日常生活動作情報を科学的介護情報システム（LIFE）にて、厚生労働省へ提出し、フィードバックを受けケアの質の向上を目的とするため加算算定します。

◇ 生活機能向上連携加算 II 2 100 単位 /月 （要介護の方）

◇ 生活機能向上連携加算 II 200 単位 /月 （要支援の方）

戸畑総合病院との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、個別機能訓練計画書を作成した場合に加算算定します。

◇ 入浴介助加算 I 40 単位 /日

入浴介助サービスを受けた場合に加算されます。（清拭は含みません）

◇ 介護職員処遇改善加算（I 2）

介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合に加算されます。

(2) その他の費用

その他利用者は、サービスの利用によって下記の利用料金をお支払いいただきます。

種 類	利用者負担金	備 考
食事の提供に要する費用	1 回 6 3 0 円	昼食 525 円おやつ 105 円 * 夕食 525 円 (延長)
おむつ代	1 枚 1 1 0 円	紙パンツ
行事食 (外食)	実費負担	花見・日帰り旅行など
教養娯楽費	実費負担	生け花等

- ① サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則としてサービス費の 1 割をお支払いいただきます。

※一定以上の所得のある人は「2 割負担」または「3 割負担」となります。

- ② サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費全額 (1 0 割) をお支払いいただきます。
- ③ 保険料の滞納などにより、サービス費の 1 割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- ④ サービス提供時間外 1 6 時 3 0 分以降のサービスについては自費での支払いとなります。(3 0 分毎)

	3 0 分	1 時間	1 時間 3 0 分		
介護 1	900	1. 800	2, 700		
介護 2	950	1. 900	2, 850		
介護 3	1. 000	2. 000	3, 000		
介護 4	1. 100	2. 200	3, 300		
介護 5	1. 200	2. 400	3, 600		

- ⑤ 予防給付型通所サービスでは入浴を実施していません。入浴する際は実費負担となります。1 回につき 4 0 0 円の支払いとなります。

(3) 利用料金のお支払い方法

上記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の 12 日～25 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- (ア) 郵便局での口座振替 (毎月 20 日に引き落とします。手数料は利用者負担)
- (イ) 金融機関での口座振替 (毎月 25 日に引き落とします。手数料は利用者負担)

金融機関での引き落としした場合、基本的に領収書の発行は致しません。そのため、通帳でのご確認をお願い致します。

領収書の発行が、ご希望の場合は申し出下さい。

- (ウ) 窓口での現金支払

お支払いいただきますと領収証を発行します。

5. 災害発生時の対策

災害時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応をいたします。	
平常時の訓練 防災設備	別途定める消防計画にのっとり年3回昼間および夜間を想定した訓練を実施します。	
	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり
	非常階段	2箇所
	火災報知器	あり
	屋内消火栓	あり
	非常通報装置	あり
	非常用電源	あり
消防計画等	防火管理者	橋本 知樹

6. 事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

（１）契約者に医療を要する事故（骨折・創傷等）が発生した場合

- ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに対応処置を行い医師・看護職員に報告します。
- ② 発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
- ③ 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実にします。

（２）契約者の財物が破損・紛失した場合

- ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を生活相談員に報告し、生活相談員より速やかにご家族へ連絡します。
- ② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明を行います。

※上記いずれの場合にも、事故が当施設の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

（保険加入有）あいおいニッセイ同和損害保険（株）：社会福祉施設総合保険

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

7. 相談窓口、苦情対応について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用 相談室	苦情解決責任者 施設長 熊谷 妙子 苦情受付担当者 管理者 田村 直美 相談員 吉武 正和
ご利用時間 ご利用方法	ご利用時間 毎日 9 : 00 ~ 17 : 00 ご利用方法 電話 (093) 883-3122 面接

苦情解決の方法

- ① 苦情があった場合は、直ちに相談員が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当者からも事情を確認する。
- ② 必要があると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う（検討会議を行わない場合も必ず管理者まで結果を報告する。）。
- ③ 検討の結果、具体的な対応をする（利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等）。
- ④ 記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し再発防止と今後の改善に役立てる。
- ⑤ 金銭等のトラブルには特に注意を払い公私混同のないサービスの提供を心がけているが万一トラブルが発生した場合は必ず支援センター等第三者を交えて対応する。

苦情解決のための話し合い苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

* 別に法人の設置する第三者委員や公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

★第三者委員：戸畑区福柳木地区自治会 会長 奥野 忠 882-8929
戸畑区西一枝地区自治会 会長 坂本 三夫 881-1029
年長者の会第2クラブ 会長 増岡 ハル子 881-4824

★次の公的機関においても苦情申し出ができます。

区役所窓口

戸畑区保険福祉課高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当

戸畑区千防一丁目1-1 電話 093-871-4527

門司区保険福祉課高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当

門司区清滝一丁目1-1 電話 093-331-1894

小倉北区保険福祉課高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当

小倉北区大手町1-1 電話 093-582-3433

小倉南区保険福祉課高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当

小倉南区若園五丁目 1-2 電話 093-951-4127

若松区保険福祉課高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当

若松区浜町一丁目 1-1 電話 093-761-4046

八幡東区保険福祉課高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当

八幡東区中央一丁目 1-1 電話 093-671-6885

八幡西区保険福祉課高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当

八幡西区黒崎三丁目 15-3 電話 093-642-1446

福岡県の相談窓口 福岡県国民健康保険連合会 介護保険課	所在地 福岡市博多区吉塚本町 13-47 電話番号 092-642-7859 対応時間 午前9時～午後5時
福岡県運営適正化委員会	所在地 春日市原町 3-1-7 加ハ・フサ 4階 電話番号 092-915-3511 対応時間 午前9時～午後5時

8. 協力医療機関・歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 医和基会 戸畑総合病院
所在地	北九州市戸畑区福柳木 1丁目 3-33
電話番号	093-871-2760
診療科	内科・消化器内科・呼吸器内科・循環器内科・神経内科・外科・ 消化器外科・呼吸器外科・乳腺外科・整形外科・ 形成外科・小児科・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・脳神経外科・ 眼科・麻酔科・リハビリテーション科 歯科・歯科口腔外科・耳鼻科
入院設備	病床数 193 床
救急指定	北九州市機能別救急指定医療機関

医療機関の名称	医療法人 医和基会 療養介護事業 牧山療養病院
所在地	北九州市戸畑区初音町 13-13
電話番号	093-588-1040
診療科・入院設備	内科 歯科 口腔外科 ベッド数 27 床

医療機関の名称	医療法人 医和基会 金刀比羅診療所
所在地	北九州市戸畑区金刀比羅町 4 番 19 号
電話番号	093-873-8733
診療科・入院設備	内科 精神科 リハビリテーション科 ・ 入院設備なし

9. 秘密保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき業務上知り得た利用者またはその家族等に関する利用目的を定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし例外として次の各号については、法令上、介護保険関係事業者が行うべき義務として明記されていることから情報提供を行うことがあります。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡等。
- ② 居宅介護支援事業者等との連携。
- ③ 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者の状況の急変等が生じた場合の主治医への連絡等。
- ⑤ 生命・身体の保護のための必要な場合

10. 地域との連携及び実習生等受け入れ協力

サービスの運営にあたっては、地域住民又は住民のボランティア活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。また、各種学校等からの施設への実習生の受け入れ及び介護相談員等の派遣事業に協力しています。

11. 第三者評価の実施状況： 実施なし

12. 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ・ 特別扱い等の過剰な対応の要求
- ・ 過度な謝罪の要求
- ・ 職員に対するサービス提供時間以外、長時間の拘束
- ・ 利用者の身体レベル等の状態に一致しない介護・看護に対する過度な要求
- ・ 医学的根拠のない行為の要求（おまじないやサプリメント等）

※事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業所は、文章で契約解除を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

令和 年 月 日

通所介護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

住 所 北九州市戸畑区新川町3番33号

事業者名 社会福祉法人 いわき福祉会
やすらぎの郷牧山 デイサービスセンター

代表者名 理事長 後藤 俊秀

管理者名 田村 直美

(指定番号4070300167)

〈説明者〉

所属 やすらぎの郷牧山 デイサービスセンター

氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項説明を受けました。

〈利用者〉

住所

氏名

〈利用者代理人〉

住所

氏名 (続柄)